

○杉戸町環境基本条例
平成15年3月28日
条例第9号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全と創造に関する基本的な施策等(第8条—第18条)

第3章 環境審議会(第19条)

第4章 補則(第20条)

附則

私たちのまち杉戸は、日光街道の宿場町として古くから栄え、大落古利根川や中川など数多くの河川や水路が町内を流下し、豊かな水を利用した広々とした田園風景が広がり、雑木林や屋敷林など緑豊かな自然に抱かれています。その中で人々は、自然の恵みに感謝し、先人たちの知恵や足跡を大切に受け継ぎながら着実な発展を続けてきました。しかし、近年私たちは、便利さや物質的な豊かさを求め、限りある資源やエネルギーを大量に消費してきました。私たちのこうした活動は、恵まれた自然を破壊し、自然が本来持っている再生能力や浄化能力を超える規模となり、その結果として、人類を含めたすべての生き物が生きていくためのよりどころである地球の環境を脅かすまでになっています。これから私たちは、これまでの活動のあり方を見直し、町民、事業者、町が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいきます。そして環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに良好な環境を確保し、現在と将来の町民が健やかで心豊かな生活を営むことができるようにすることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造に関し、基本的な考え方を定め、町民、事業者、町の責務を明らかにしています。また、町が行う施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。これらにより、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに良好な環境を確保し、現在と将来の町民が健やかで心豊かな生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全と創造を推進する上で支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- (2) 公害 環境の保全と創造を推進する上で支障となるもののうち、事業活動その他の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に係る被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

- 第3条 環境の保全と創造は、環境が積極的に保全を行わないと失われやすいものであるという認識に立ち、環境への負荷について学び、理解し、すべての者が自主的に取り組むことによって行われなければなりません。
- 2 環境の保全と創造は、町民が健やかで心豊かに生活できる好ましい環境を確保し、その環境を将来の世代に引き継いでいくことを念頭に行われなければなりません。
 - 3 環境の保全と創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、地球規模で起こっている環境問題を一人一人の問題としてとらえ、それぞれの日常生活や事業活動の中で、積極的に推進されなければなりません。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条の基本的な考え方(以下「基本的な考え方」といいます。)のもと、日常生活の中で廃棄物の減量、省エネルギー等環境への負荷を少なくする対策に、自ら進んで取り組まなければなりません。

2 町民は、基本的な考え方のもと、町が行う施策や事業に積極的に参画し、協力しなければなりません。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本的な考え方のもと、事業活動を行うときには、公害の発生を防ぐとともに、自然環境を適正に保全する対策に、自ら進んで取り組まなければなりません。

2 事業者は、基本的な考え方のもと、事業活動に伴う資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を少なくするとともに、町が行う施策や事業に協力しなければなりません。

(町の責務)

第6条 町は、基本的な考え方のもと、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければなりません。

(年次報告)

第7条 町長は、町の環境の現状や、環境の保全と創造に関する施策の進み具合について年次報告書を作成し、これを公表します。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的な施策等

(環境への配慮の優先)

第8条 町は、すべての施策の策定や実施に当たって、環境への配慮を優先し、環境への負荷を減らすとともに、環境の保全と創造に努めます。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、杉戸町環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を策定します。

2 町長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ町民や事業者の意見を聴くとともに、第19条の杉戸町環境審議会の意見を聴きます。

3 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

4 前2項の規定は、環境基本計画を見直し、変更する場合について準用します。

(環境基本計画との整合)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施する場合には、環境基本計画との整合を図ります。

(規制の措置)

第11条 町は、環境の保全と創造を推進する上での支障を防止するため、必要な規制措置を図るよう努めます。

(環境の保全と創造に資する事業等の推進)

第12条 町は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備に取り組みます。

2 町は、多様な野生生物が生息し生育する空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全と創造に資する事業に取り組みます。

3 前項に定めるもののほか、町は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備に取り組みます。

(環境教育と環境学習の推進)

第13条 町は、町民と事業者が環境の保全と創造に関する理解を深められるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の充実に取り組みます。

(住民活動等の支援)

第14条 町は、町民、事業者、民間団体が行う環境の保全と創造のための取組に必要な支援を行います。

(情報の収集等)

第15条 町は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を提供します。

2 町は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査を実施します。

(意見の反映)

第16条 町は、環境の保全と創造に関する施策について、町民、事業者、民間団体からの意見の反映に努めます。

(地球規模での環境問題への取組)

第17条 町は、国、県、他の地方公共団体と連携し、地球温暖化の防止やオゾン層の破壊など、地球規模で起きている環境問題の解決に向けて取り組みます。

(国、県、他の地方公共団体との協力)

第18条 町は、環境の保全と創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定や実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体と協力して推進します。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、杉戸町環境審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議するとともに、必要に応じ、町長に対して環境の保全と創造に関する施策の推進に関して助言や提言をすることができます。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

(1) 関係団体を代表する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 識見を有する者

(4) 環境保全に関心の高い者

4 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 審議会に会長と副会長を置き、委員の互選によってこれを定めます。

第4章 補則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

(杉戸町環境審議会条例の廃止)

2 杉戸町環境審議会条例(平成14年杉戸町条例第13号)は廃止します。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の杉戸町環境審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなします。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第19条第4項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとします。